

とだの大災害は地震と洪水に注意



大地震や大洪水などの災害は、いつ起こるか分かりません。そのような大災害に備え、避難所の確認や非常持ち出し品の準備をしておきましょう。

災害に備えて

避難所・避難場所

災害が発生したら、安全を確認しながら、避難場所へ避難してください。



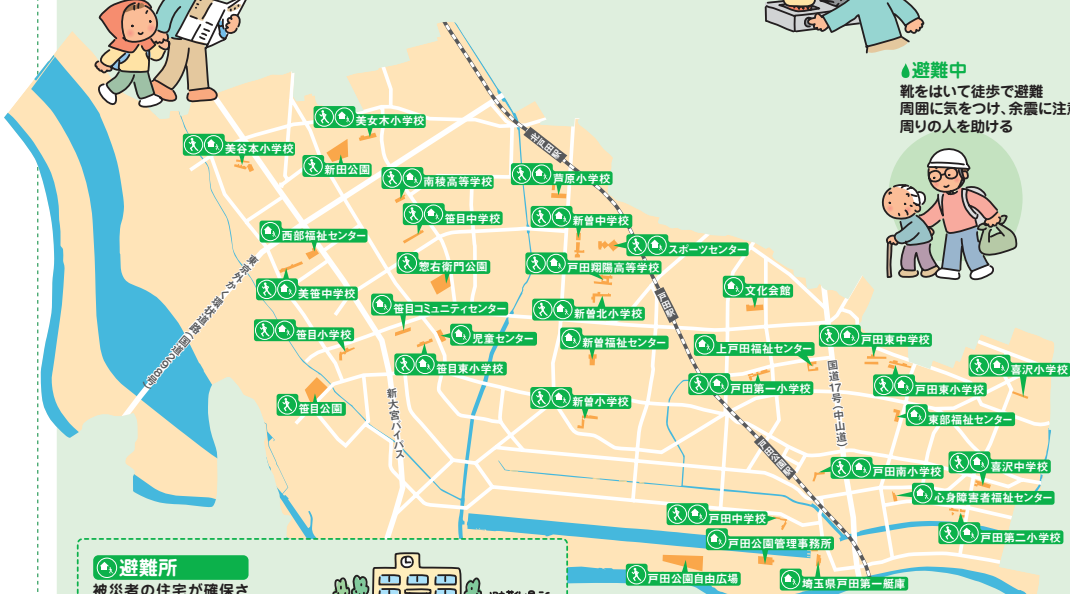
避難場所を決めておこう
家族で話しあって、避難する避難場所を決めておきましょう！



安全確認
火の元の確認
元栓・ブレーカーを切る
家族の安全確認
行き先を玄関にはる



避難中
靴をはいて徒歩で避難
周囲に気をつけ、余震に注意
周りの人を助ける



非常持ち出し品

避難所にたどり着いても救援体制が整い、救援物資が届くまで約3日かかるといわれています。それまでの間、避難所での生活を自力で切り抜ければなりません。万が一の事態に備え、非常持ち出し品を準備して、いつでも持ち出せるようにしておきましょう。

貴重品

現金、預金通帳、印鑑、免許証、健康保険証、権利証書、携帯電話、車の鍵など

非常食品

ミネラルウォーター(1人1日3リットル)、乾パン、レトルト食品、缶詰、梅干し、チョコレートなど

日用品

水筒、ナイフ、缶切り、紙皿、紙コップ、はし、スプーン、フォーク、ビニール袋、ティッシュペーパー、ウェットティッシュ、タオル、毛布、使い捨てカイロなど

衣類

下着類、防寒具、雨具、軍手、帽子など

救急用品

常備薬、消毒薬、ガーゼ、包帯、ばんそうこうなど

その他

眼鏡、携帯コンロ、ガスボンベ、携帯ラジオ、電池、懐中電灯、マッチ、ライター、メモ用紙、筆記用具など

乳幼児や高齢者、病人がいる家庭

離乳食、粉ミルク、ほ乳瓶、紙おむつ、常備薬、入れ歯などが必要です。

地震や水害による被害に遭ったら

災害見舞金 ※り災証明書が必要となります。地震や水害による被害に遭ったときに、被災者またはその遺族に、被害の程度に応じて災害見舞金を支給します。

問い合わせ 福祉総務課 内線650

り災証明書

地震や水害による被害に遭ったとき、り災現場で現地確認を行い、地震保険金などを受け取るために必要な証明書を交付します。

問い合わせ 危機管理防災課 内線311

災害情報

消防車両出動中の災害情報について、自動的に音声の流れお知らせします。災害が発生していないときは、火災予防に関する情報や休日の急患診療所を案内しています。消防テレホンガイド ☎ 446-0119

最新情報・詳細はこちら…
危機管理防災課

- ☎ 441-1800(内線311)
- ☎ 433-2200
- 🌐 <http://221.186.87.243/hazard/index.html>

参考パンフレット



防災行政無線

市内に設置しているスピーカー(防災行政無線)で、防災情報などをお知らせしています。

電話でも聞けます ☎ 防災とだテレホンサービス ☎ 0120-138882



火災による被害に遭ったら

火災による被害に遭った人を助ける制度があります。

火災共済

対象 ☉ 現に居住している建物
☉ 物置、車庫、廊下、階段などの共用または共有部分の火災事故は支給されません。
資格 ☉ 市内に居住し、住民基本台帳または外国人登録に世帯主として記載されている人
掛金 ☉ 500円/年額
内容 ☉ 市民の皆さん(世帯主)が出し合った掛金から、見舞金が支払われます。

問い合わせ 防犯くらし交通課 内線286

災害見舞金 ※り災証明書(火災用)が必要となります。火災による被害の程度に応じて、市が災害見舞金を支給します。

問い合わせ 福祉総務課 内線650

り災証明書(火災用)

火災による被害に遭ったとき、火災保険金などを受け取るために必要な証明書を交付します。
☉ 消防署に通報せず火災の事実が確認されていない場合は、交付を受けられません。

問い合わせ 消防本部予防課 ☎ 420-2119